

## 柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修 「施術管理者研修」の申し込み方法 変更のお知らせ

利便性の向上を目指し、2020年（令和2年）8月から優先度が高い方につき変更します

新型コロナウイルス感染防止に伴い、施術管理者研修については申し込みを中止しておりましたが、今回、10月から令和3年3月までの施術管理者研修についての申し込みを開始させていただきます。

なお、施術管理者研修の予約申し込み方法における優先度が高い方については、令和2年8月から下記のとおり変更します（令和2年10月実施分から）。

現行では、予約申請された方のお申し込みを一旦受け付けた後、優先度の高さなど※を考慮して受講者を決定し、受講のご案内を各申請者に通知する仕組みとしています。

変更点は優先度が高い方について、①及び④（赤字部分）を追加することにします。

※ 優先度が高い方

- ①施術管理者研修導入時の特例対象者として、研修修了証の写しを後日提出する旨の確約書を、地方厚生（支）局へ提出し、受領委任の取扱いの登録又は承諾をされている方、**または新型コロナウイルス感染症の関係で令和2年3月実施から6月実施までの研修が中止となったため、受講ができず、受領委任の取扱いの届け出又は申し出をしていない方（一覧の※を必ずお読みください。）**
- ②受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術所開設届を提出している方
- ③既に開業準備を行っている方（不動産の売買、賃貸、設備・機材購入のうちいずれかひとつ）
- ④**近日中（6ヶ月以内）に施術管理者が退職する（妊娠により受領委任の取扱いを辞退する等）ことから施術管理者がいなくなることが確定するため、同じ施術所の勤務する柔道整復師及び他の施術所からの後任者が新たに施術管理者となる予定の方。**  
**または高齢等の事情から受領委任の取扱いを辞退する予定の親から事業承継を受ける同じ施術所の勤務する柔道整復師である子である方**

予約のお申し込みはこれまでと同様に、公益財団法人 柔道整復研修試験財団のウェブサイトを通じて行っていただきます。

その際、次のページの以下の書類（PDF、画像など）が必要となりますので、ご留意ください。

<p>上記①の方</p>	<p>特例対象者、施術管理研修特例対象者及び施術管理者の死亡による登録または承諾の場合、または新型コロナウイルス感染症の関係で令和2年3月実施から6月実施までの研修が中止となったため、受講ができず、中止の連絡以後に受領委任の取扱いの届け出又は申し出をしていない場合</p>	<p><b>「受領委任の取扱いの登録又は承諾について」の写し</b>                  (平成22年5月24日付保発0524第2号) 別添1別紙及び別添様式第3号                  ※新型コロナウイルス感染症の関係で令和2年3月実施、4月実施、5月実施及び6月実施の研修が中止となったため、受講ができず、中止の連絡以後に受領委任の取扱いの届け出又は申し出をしていない場合は、特に書類は不要。                  募集定員の関係から、原則として以下で申し込みください。                  令和2年3月実施及び4月実施の受講予定(沖縄を除く)                  →10月から12月実施                  令和2年5月実施及び6月実施の受講予定(北海道を除く)                  →1月から3月実施</p>
<p>上記②の方</p>	<p>受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術所開設届を提出している場合</p>	<p><b>保健所に提出した施術所開設届などの写し</b></p>
<p>上記②の方</p>	<p>うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合</p>	<p><b>実務経験期間証明書の写し</b>                  (平成30年1月16日付保発0116第2号) 別紙様式1</p>
<p>上記③の方</p>	<p>既に開業準備(不動産の売買又は賃貸、設備・機材購入)を行っている場合</p>	<p><b>開業準備が確認できる書類</b>                  (不動産売買契約書の写し、不動産賃貸契約書の写し及び構造設備や施術に用いる器具及び手指などの消毒設備の領収書の写しのいずれかひとつ)</p>
<p>上記③の方</p>	<p>うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合</p>	<p><b>実務経験期間証明書の写し</b>                  (平成30年1月16日付保発0116第2号) 別紙様式1</p>
<p>上記④の方</p>	<p>近日中(6ヶ月以内)に施術管理者が退職する(妊娠により受領委任の取扱いを辞退する)ことから施術管理者がいなくなることが確定しているため同じ施術所の勤務する柔道整復師及び他の施術所からの後任者が新たに施術管理者となる場合、または高齢等の事情から受領委任の取扱いを辞退する予定の親から同じ施術所の勤務する柔道整復師である子が事業承継する場合</p>	<p>【近日中に施術管理者が退職する(妊娠により受領委任の取扱いを辞退する等)ことが確定しているため、同じ施術所の勤務する柔道整復師が新たに施術管理者になる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の退職届の写し(任意様式。妊娠の場合、母子手帳の写し※妊娠が分かる箇所のみ)、施術所開設届の写し、開設者又は法人代表者の申立書の写し(開設者又は法人代表者の署名及び捺印)</li> </ul> <p>【近日で施術管理者が退職する(妊娠により受領委任の取扱いを辞退する等)ことが確定しているため、他の施術所から後任者を配置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の退職届の写し(任意様式。妊娠の場合、母子手帳の写し※妊娠が分かる箇所のみ)、施術所開設届の写し、後任者との雇用契約書の写し、開設者又は法人代表者の申立書の写し(開設者又は法人代表者の署名及び捺印)</li> </ul> <p>【高齢等の事情から、親から同じ施術所の勤務する柔道整復師である子が事情承継する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施術所開設届の写し、施術管理者が高齢等であるため引き継ぐ旨の申立書の写し(開設者又は法人代表者の署名及び捺印)</li> </ul>
<p>上記④の方</p>	<p>うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合</p>	<p><b>実務経験期間証明書の写し</b>                  (平成30年1月16日付保発0116第2号) 別紙様式1</p>